



大津市公報

平成 24 年 2 月 15 日
号外 (第 10 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
11	大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則..... 1
12	大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 1
訓 令	
4	大津市庁議規程の一部改正..... 1
5	大津市事務決裁規程の一部改正..... 2

規 則

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年 2 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第11号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項の表技術統括監の項を次のように改める。

政策統括監	/	政策調整部、総務部、市民部、福祉子ども部、健康保険部、産業観光部、市民病院及び介護老人保健施設ケアセンターおおつの事務を統括するとともに、その他の事務で市長が特に命ずるものを処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
技術統括監		環境部、都市計画部及び建設部の事務を統括するとともに、その他の事務で市長が特に命ずるものを処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年 2 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第12号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 第 1 項の表 9 級の項中「会計管理者」の次に「政策統括監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

大津市訓令第 4 号

大津市庁議規程（平成 3 年訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。
平成24年 2 月15日

大津市長 越 直 美

第 3 条中「副市長」の次に「、政策統括監」を加える。

第 8 条第 2 号及び第 18 条第 2 号中「技術統括監」を「政策統括監、技術統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成 24 年 2 月 15 日から施行する。

大津市訓令第 5 号

大津市事務決裁規程（昭和 56 年訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

平成 24 年 2 月 15 日

大津市長 越 直 美

第 4 条の 2 を次のように改める。

（政策統括監及び技術統括監の基本的な職務権限）

第 4 条の 2 政策統括監は、市長及び副市長の命を受け、政策調整部、総務部、市民部、福祉子ども部、健康保険部及び産業観光部に係る事務の統括及び政策の調整に当たるとともに、その他の事務で市長が特に命ずるものを処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、政策統括監は、部長と同等の職務権限を行使するものとする。

2 技術統括監は、市長及び副市長の命を受け、環境部、都市計画部及び建設部に係る事務の統括並びに技術的な指導及び助言に当たるとともに、その他の事務で市長が特に命ずるものを処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、技術統括監は、部長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 18 条第 1 項の表中「主管の部長（都市計画部及び建設部にあっては、技術統括監）」を「政策調整部、総務部、市民部、福祉子ども部、健康保険部及び産業観光部にあっては政策統括監、環境部、都市計画部及び建設部にあっては技術統括監」に改め、「（都市計画部及び建設部に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成 24 年 2 月 15 日から施行する。

（市長の権限に属する事務を教育長、教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正）

2 市長の権限に属する事務を教育長、教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員が補助執行する場合の事務決裁規程（平成 6 年訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「主管の部長（都市計画部及び建設部にあっては、技術統括監）」を「政策調整部、総務部、市民部、福祉子ども部、健康保険部及び産業観光部にあっては政策統括監、環境部、都市計画部及び建設部にあっては技術統括監」に改め、「（都市計画部及び建設部に限る。）」を削る。